

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スリランカ	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とスリラン カ民主社会主義共和国政府との 間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	271,000 千円 2029.12.31 まで	2021.7.29 コロンボ で (同日)	日本側 杉山明在スリラン カ大使 スリランカ側 S・R・ア ッテイヤガレ財務省次官	2021.8.19 278号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。